秘

計 畜 産 統 調 杳

農林水産省

調 豚 杳



統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 政府統計 に万全を期します。

(令和〇年2月1日現在)

【職員記入欄】

基本指標番号

(この項目は農林水産省の職員が記入します。)

調査年 都道府県 | 管理番号 | 市区町村 整理番号 抽出階層 4 6 3 1

・<< 記入に当たっては、以下のことに注意してください >>

- 記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- で囲まれた記入欄は集計項目ですので、必ず記入してください。 ご記入に当たっては記入見本を参考に、数字は枠からはみ出さないように、また、 〇印は点線に沿うように記入してください。

記入見本

- ── で囲まれた記入欄は補助欄ですので、必ずしも記入の必要はありませんが**、** 飼養実態を調査票に正しく御記入いただくために活用してください。
- 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。
 - 調査や調査票の記入の仕方などに関するお問い合わせは 裏面の「連絡先」まずお問い合わせください。

法人番号

法人番号を確認いただき、記入してください。 なお、会社等法人経営以外は記入不要です。

飼養頭数 1

2月1日現在で飼っている。



🍟 記入のポイント 🗑

6か月齢以上の繁殖用のめす豚(予定のものを含 む。)をいいます。

種おす豚 (2)

子取り用めす豚 (1)

6か月齢以上の種付け用のおす豚(予定のものを含 む。)をいいます。

肥育豚 (3)

肉用に出荷する目的で肥育中の豚をいいます。

一貫経営などにおいて、自家で肥育する予定の子豚も 肥育豚に含みます。

もと豚として出荷予定の子豚・その他 (4)

上記(1)~(3)以外の豚で、肥育用や繁殖用などのもと **豚として出荷する予定の子豚**、肉用に出荷する目的で肥 育中の繁殖めす豚や種おす豚の廃豚などをいいます。

以降の「2 経営タイプ」及び「3 経営組織」の 項にいては、学校、畜産試験場等の非営利飼養 者の方は記入不要です。

経営タイプ

該当する経営タイプの番号を一つ選択 し、点線に沿って〇で囲んでください。

	経営タイプ		
	子取り	肥育	一貫
	経営	経 営	経 営
	(6)	(7)	(8)
番号	0	(2)	(3)

3 経営組織

該当する経営組織の番号を一つ選択し、 点線に沿って〇で囲んでください。

	経	営 組	織
	農家	会 社	その他
	(9)	(10)	(11)
番号	(1)	(2)	(3)

◎ 調査に御協力いただき、大変ありがとう ございました。調査事項はここまでですが、 お手数でなければ裏面の【記事欄】にも御 記入願います。

【記事欄】 差支えなければ、飼養頭数の増減理由等について御記入願います。





